

○鯖江広域衛生施設組合一般職の職員の
給与に関する条例

（昭和58年5月26日）
（条例第14号）

改正 平成14年12月27日条例第1号 平成15年11月25日条例第1号
平成28年3月31日条例第3号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づく一般職の職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）の給与に関しては、別に定めるものを除くほか、鯖江市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年鯖江市条例第31号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第1号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第1号）

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第3号）

この条例は、平成28年3月31日から施行する。